

2026年2月

## 定型約款の一部改正について

令和8年4月1日付で以下の定型約款を一部改正いたします。  
改正内容の詳細につきましては、新旧対照表をご参照ください。

### 改正する定型約款

- ・ J Aバンクカードローン融資約款

以上

## J Aバンクカードローン融資約款 新旧対照表

(下線部が変更箇所)

新	旧
<p>(省略)</p> <p>第1条～第3条 (省略)</p> <p>第4条 (届出事項)</p> <p>1 貸越金の利息は、付利単位を100円とし、借入要項に定める約定返済日(当会の信用事業の休業日の場合はその日の翌営業日とします。)に当会が定める所定の利率・方法により計算し、貸越元金に組み入れるものとします。また、教育ローン(カード型)の場合は、貸越元金に組み入れず、約定返済日に利息を支払うものとします。</p> <p>2 利息の計算は平年・うるう年に関係なく次の算式により行うものとします。</p> <p style="padding-left: 2em;">毎日の貸越最終残高の合計額×利率÷365</p> <p>3 貸越金の利息計算における所定の利率は、金融情勢、金利状況等を勘案し当会が定めたものを適用します。また、金利を変更した場合には、店頭表示、インターネットその他相当の方法で掲示するものとします。変更日以降は、変更内容によりこの契約を履行します。</p> <p><u>なお、カードローン契約書において取引期限の延長終期としている</u></p>	<p>(省略)</p> <p>第1条～第3条 (省略)</p> <p>第4条 (貸越金利息等)</p> <p>1 貸越金の利息は、付利単位を100円とし、借入要項に定める約定返済日(当会の信用事業の休業日の場合はその日の翌営業日とします。)に当会が定める所定の利率・方法により計算し、貸越元金に組み入れるものとします。また、教育ローン(カード型)の場合は、貸越元金に組み入れず、約定返済日に利息を支払うものとします。</p> <p>2 利息の計算は平年・うるう年に関係なく次の算式により行うものとします。</p> <p style="padding-left: 2em;">毎日の貸越最終残高の合計額×利率÷365</p> <p>3 貸越金の利息計算における所定の利率は、金融情勢、金利状況等を勘案し当会が定めたものを適用します。また、金利を変更した場合には、店頭表示、インターネットその他相当の方法で掲示するものとします。変更日以降は、変更内容によりこの契約を履行します。</p> <p><u>(追加)</u></p>

新	旧
<p><u>「上限年齢（満年齢）到達日以降に最初に到来する取引期限」以降は、同取引期限時点の利率を完済時まで適用します。ただし、第3条第2項により当会が上限年齢到来前に取引期限延長を停止した場合は、取引期限以降、同取引期限時点の利率を完済時まで適用します。</u></p> <p>4 当会に対する債務を履行しなかった場合には、借入要項に定める元利金等の遅延損害金および当会の定める督促手数料を支払います。</p> <p>5 当会が一般に適用する所定の利率に比して借主に対し優遇の取扱いをされた場合には、当会はいつでもその優遇の取扱いを中止することができるものとします。</p> <p>第5条～第21条（省略）</p> <p style="text-align: right;">以 上</p> <p style="text-align: center;"><u>(2026年4月1日現在)</u></p>	<p>4 当会に対する債務を履行しなかった場合には、借入要項に定める元利金等の遅延損害金および当会の定める督促手数料を支払います。</p> <p>5 当会が一般に適用する所定の利率に比して借主に対し優遇の取扱いをされた場合には、当会はいつでもその優遇の取扱いを中止することができるものとします。</p> <p>第5条～第21条（省略）</p> <p style="text-align: right;">以 上</p> <p style="text-align: center;"><u>(2020年4月1日現在)</u></p>